

28西南健発第64号  
公 告 第23号  
平成28年9月1日

東京都渋谷区南平台町3番8号  
東京西南私鉄連合健康保険組合  
理事長 鈴木克久

「システム等運用管理規程」の一部変更について

このたび、下記のとおり「システム等運用管理規程」の一部変更をしましたので、公告いたします。

記

1. システム等運用管理規程の一部を平成28年9月1日より、次のとおり変更する。

(データ等の消去及び電子媒体の廃棄)

第25条 情報システム等で保有するデータ及び電子媒体に収録されたデータについては、法令の定めた保存期間の間、保存・管理するものとする。ただし、法令の定めがない場合については、以下の期間、保存・管理するものとする。

- (1) 情報システム等で保有するデータ 永年
- (2) 電子媒体に収録されたデータ 組合庶務規程第21条を準用
- (3) (1)のバックアップを目的としたデータ 1カ月

2 保存期間が経過したデータ及び電子媒体において、引き続き保存する必要があるものについては、改めて保存期間を定めて保存・管理するものとする。

3 保存期間経過後の消去及び廃棄方法について、破碎処理または溶融処理する等復元不可能な状態にしなければならない。なお、消去及び廃棄した場合、その経過を記録・管理するものとする。

4 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日・法律第27号)第2条第8項に定める個人番号(情報システム等で保有するデータに限る)については、第1項第1号および第2号に定める期間を、資格喪失または扶養削除の日から3年間とする。

以 上